

③日常生活自立支援事業とは?

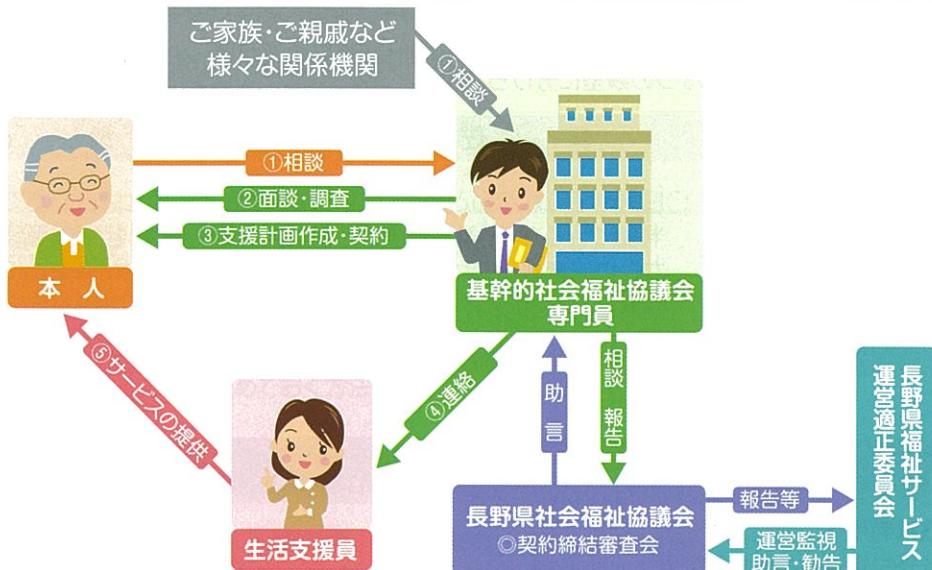
定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

対象者

- 認知症や知的・精神の障がい等のために判断能力が十分でないために、日常生活上の判断に不安のある方。
- 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
- 必要に応じて成年後見制度との併用が可能です。

サービスの仕組み

*まずは最寄りの市町村社会福祉協議会にご相談ください。



●「専門員」とは

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い、支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員の指導も行います。

●「生活支援員」とは

専門員の作成した契約や支援計画の内容にそって定期的に利用者のところにお伺いし、福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れなどを手伝えします。

利用料

- 利用に関する相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- 契約後、生活支援員がお手伝いするときに、利用料と交通費がかかります。

利用料／1時間 1,000円 交通費／1キロ 20円

*生活保護を受けている世帯は無料です。

解約

- 基幹的社会福祉協議会と長野県社会福祉協議会に解約を申し出て、契約締結審査会の助言を得て、この契約を解約することができます。
- 利用者が亡くなられた時は自動的に解約となります。
- 長期入院や、施設入所、遠方に転居され本事業による援助が困難な場合にも、状況を鑑みながら解約する場合があります。
- 判断能力が著しく低下した場合は、成年後見人を選任したうえで解約します。その後、成年後見人と当事業を契約しなおすことも可能です。

本事業を利用するうえで留意事項

- 本契約は「ご本人」と「お住まい地域の基幹的社会福祉協議会」と「長野県社会福祉協議会」の三者で行います。
- 第三者が契約または解約を申請することはできません。ご本人もしくは基幹的社会福祉協議会のみが申請できます。
- 預貯金等が多くある方（おおむね1,000万円以上）や定期的な収入が多額にある方は、その財産の保管だけではなく、その人の生活をより豊かなものにするために、成年後見制度の利用をご検討ください。
- 認知症や知的・精神の障がい等に起因せず、単に浪費であることを理由として本事業を利用することはできません。
- 本事業は、福祉サービスを利用する際の手続きや日常的な金銭管理等利用者の権利に深く関わった援助をするため、ご本人の意思が大変重要です。関係者や本人以外の人がよかれと思っても、ご本人の意思確認がされないで契約することはできません。